

第7回大鰐町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年6月18日（木）13時30分～13時50分

2. 開催場所 大鰐町役場 議会議場

3. 出席委員 13 人

会長	10番	高橋 藤人	委員	境 祐二	推進委員
	1番	三上 豊	委員	山中 寛幸	推進委員
	2番	浅利 力	委員	大川 元樹	推進委員
	3番	佐々木清春	委員	山口 努	推進委員
	4番	外崎 雅彦	委員		
	5番	三浦 隆彦	委員		
	6番	藤田 重孝	委員		
	7番	須藤美恵子	委員		
	9番	土岐 工	委員		

4. 議事日程

議案第12号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第13号	農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について
報告第13号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第14号	令和7年度「農業委員会の最適化活動の実施状況及び目標の達成状況について」の公表について、

5. 農業委員会事務局職員

局長	渡邊 英晃	次長	齋藤 孝嗣	主事	澤田 吉伸
----	-------	----	-------	----	-------

6. 会議の概要

次長（齋藤） 大鰐町農業委員会憲章唱和を行ないますので、皆様御起立ください。

局長（渡邊） ただいまから、第7回大鰐町農業委員会総会を開催いたします。
高橋会長、挨拶をお願いします。

会長（高橋） （挨拶）

局長（渡邊） 会長ありがとうございました。引き続き進行をお願いします。

議長（高橋） 本日は、委員15名中13名の出席ですので、総会は成立しております。
議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただくことに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋） それでは、私の方から指名いたします。
5番の三浦隆彦委員と、6番の藤田重孝委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第12号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（澤田） 議案第12号について説明いたします。
（P1）整理番号1番は、唐牛字杉ノ木の畑2筆2,251㎡を売買により所有権移転する申請です。
整理番号2番は、宿川原字川崎ほかの田3筆4,974㎡を年間玄米5俵で5年間賃貸借する申請です。
整理番号3番は、居士字沢田の田1筆672㎡を贈与により所有権移転する申請です。
（P2）整理番号4番は、八幡館字豊田の田1筆496㎡を贈与により所有権移転する申請です。
整理番号5番は、長峰字山辺の田5筆4,598㎡を売買により所有権移転する申請です。
農地法第3条の許可要件を満たしていると考えられます。

議長（高橋） 議案書第12号について、質問・意見等ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋） 異議がないようですので、議案第12号は原案のとおり許可することにいたします。

続いて、議案第13号、農用地利用集積等促進計画を定めることの要請についてですが、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により三上豊委員は、退席をお願いいたします。

(三上豊委員 退出)

議長（高橋） 事務局より説明をお願いいたします。

事務局(澤田) 議案第 13 号について説明いたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することについて本会の審議を求めるものです。

(P 4～37) については、今までの借り手が、農業法人を設立したことに伴い、森山字鷹ノ巣の田 1 筆 2,985 m²ほか 33 件 97,299 m²を農地中間管理事業により存続期間を賃貸借及び使用貸借するものです。

議長（高橋） 議案第 13 号について、質問・意見等ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（高橋） 異議がないようですので、議案第 13 号については、異議なしとすることにいたします。

(三上豊委員 入室)

議長（高橋） 続いて、報告第 13 号、農地法第 3 の 3 条第 1 項の規定による届出書の受理について、事務局より説明をお願いします。

事務局(澤田) 報告第 13 号について説明いたします。

(P39) 今回の受理は、6 件で田が 11 筆、畑が 13 筆の計 27 筆 43,800 m²が相続されました。

議長（高橋） 報告第 13 号について、質問・意見等ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（高橋） 異議がないようですので、報告第 13 号は原案のとおり受理することにいたします。

続いて、報告第 14 号、令和 7 年度「農業委員会の最適化活動の実施状況及び目標の達成状況について」の公表について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局(澤田) 説明の前に訂正をお願いいたします。(P45)【推進委員等の点検・評価結果】について、目標に対し期待を上回る結果が得られた 10 名・目標に対して期待どおり結果が得られた 5 名を削除し、目標に対し期待を（やや）下回る結果となった 15 名に訂正をお願いいたします。

報告第 14 号について説明いたします。

(P41～46) 農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、中南農林事務所を經由し、県構造政策課へ報告するため、公表するものです。

事務局（澤田） こちらにつきましては、令和7年度の農地利用最適化活動に関する実績の報告となりますので、実績の箇所のみ読み上げさせていただきます。

（P41）農業委員会の状況（令和7年4月1日時点）については、記載のとおりとなっておりますので、後ほど御確認ください。

（P42）最適化活動の実施状況について、（1）農地の集積については、実績としては新規集約面積が0.76haで、累計の集約面積が598.76haとなりました。全体の集約率は39.1%となり、目標に対する達成状況は67.1%となりました。

（2）遊休農地の発生防止・解消については（P43）実績として、緑区分の遊休農地の解消面積が0.47ha、目標に対する達成状況が7.8%となりました。続いて、黄区分の遊休農地解消に向けた工程表の策定状況については、「関係機関と情報収集・農地の再確認・周辺の農地状況や所有者の意向を踏まえ、耕作放棄地の解消に向けた取組を行った。」といたしました。

次にその他として、農地の利用意向調査を令和7年11月に実施、調査結果の取りまとめを令和8年1月に行いました。

農業委員会の点検結果として、「農業委員・農地利用最適化推進委員による日常的なパトロール、周辺農地状況の再確認、所有者への意向調査を行った。」といたしました。

（3）新規参入の促進については（P44）実績として、新規参入者への貸付け等について、農地所有者の合意を得たうえで公表した農地面積は0haとなりました。

農業委員会の点検結果として、「新規参入者の参入状況については、今回参入者は農地の貸借相手がすでに決まっていたため、公表は行わなかった。」といたしました。

最適化活動の活動目標における活動強化月間の設定については、実績として、10月を活動強化月間とし、区域ごとに班分けを行い、利用状況調査を行いました。非農地と判断された農地については、所有者への確認・非農地証明の手続きを行いました。

（P45）新規参入相談会への参加については、目標回数1回に対し、実績は0回となりました。

次に、最適化活動の目標の達成状況としては、全体で目標に対して期待をやや下回る結果となりました。

（P46）事務の実施状況 1 についてです。総会・部会の開催実績は、3月に人事異動に伴う職員の任免についての総会を開催し、その後は毎月1回総会を開催いたしましたので、合計13回となりました。

2 農地法第3条に基づく許可事務については、1年間で41件となり、申請書受理からの平均処理期間は30日となりました。

3 農地転用に関する事務については、1年間の処理件数は3件となり、処理期間は平均して30日でした。

4 違反転用への対応については、昨年度の違反転用面積は0haとなっており、違反転用の防止・早期発見のため、日常的にパトロールを実施いたしました。

報告第14号については以上となります。

議長（高橋） 報告第14号について、質問・意見等ありませんか。

委員（三浦） （P46）の3 農地転用に関する事務について、去年の実績件数が3件との

記載だが、少なすぎるのではないか。

事務局（澤田） 実績件数は3件で間違いありません。

委員（三浦） 続いて、(P46)の4 違反転用についてだが、実績として違反転用面積を0haとしているが、本当に0haなのか。

次長（齋藤） 農地パトロール等を実施し、違反転用と判断できる農地はありませんでしたので、0haで間違いありません。

議長（高橋） 他に質問・意見はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、報告第14号は原案のとおり公表することにいたします。

これで、全ての議案の審議が終了しました。御協力ありがとうございました。

以上をもちまして、第7回総会を閉会いたします。